

今後の障害児支援の在り方について（報告書）
～「発達支援が必要な子ども」の支援はどうあるべきか～ についての意見

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会
副会長 石橋 吉章

前略

第8回検討会で提示された内容について、下記の通り意見を述べさせていただきます。

草々

記

I. はじめに

1. 「後方支援」の記述について

一本の柱を支える策を「後方支援」とするならばその大きな「柱」は、「子育て」という事でしょうか。

後述の書き振りでは、何が後方支援に該当するのかよくわかりません。

後方支援とする内容はすべて「柱」と思えます。「後方支援」の説明を付記してください。

「後方支援」を「バックアップ」とできないでしょうか。

II. (1) 新しい障害児支援制度への移行（平成24年4月）までの経緯

1. 6頁 ④その他障害児が利用できる障害福祉サービス等の状況（2つ目 ○）

「特別児童扶養手当」と「障害児福祉手当」の創設時、世帯への所得保障という考えがあったのでしょうか。

特別児童扶養手当の支給に関する法律

この法律の目的（第一条）

この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

とあって、世帯の所得を補償するとありません。子育て支援という名目ではないでしょうか。表現を検討していただきたい。

III. 3. 今後の障害児支援が進むべき方向（提言）

1. (1) 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

「区域を分けて」というより「区域を設けて」にしては、いかがでしょうか。

2. 16頁（1つ目 ○5行目）

支援の役割分担を踏まえたの「役割分担」を削除するべきと考えます。

3. 17頁（1つ目 ○2行目）

「市町村や障害福祉圏域等」とあるが、圏域が市町村をカバーしているので「障害福祉圏域や市町村」にしてはいかがでしょうか。

4. 17 頁（4 つ目 ○の 3 行目）

「医療機関や児童養護施設等へ拡大することを検討」とあるが、2 つの機関とも専門機関ではないでしょうか。

「拡大する」意味とは？何を拡大するのでしょうか。専門性を更に高めるのであればそのように明確に書くべきと考えます。

5. 18 頁（1 つ目 ○の 3 行目）

「協力関係を結んで併行通園の実施を進める体制」とあるが、併行通園の責任の所在が保護者ではなく、保育所等にあることを付け加えていただきたい。

6. 18 頁 ②入所施設の機能の活用（2 つ目 ○の 4 行目）

「地域住民等への啓発を行うことが必要である。」と「啓発」を入所施設の機能としているが何を啓発とするのでしょうか。

啓発ではなく施設が持っている機能の地域への提供、協力ではないでしょうか。

7. 19 頁（2 つ目 ○の 5 行目）

「ワンストップ」とあるが現実的ではないのではないのでしょうか。無責任なたらい回しは認められませんが、一か所で何もかもできるようにはならないと考えます。

親としては、次の適切な相談先の情報を提供していただければよいのです。

ワンストップとしての役割を明確にすべきと考えます。

8. 20 頁（1 つ目 ○）

サポートファイルについて

サポートファイルは、現在、取り組んでいるところもあると聞きますが、報告書に記載されると義務となるのでしょうか。

誰が作成することになるのでしょうか。この書き方では切れ目のないようにするのが「サポートファイル」とするのであれば、「保護者」が作成することになるのでしょうか？そうならば負担が大きすぎると考えます。

また、切れ目を作っているのは行政の裁量ではないのでしょうか。

「サポートファイル」等を作成するための支援グループがあります。書くことを必須とするならば書くことを支援する体制が必要です。

3 行目の自立支援協議会に関しては、現状では全く望めない現実があります。自立支援協議会とするなら自立支援協議会の構成について付け加えていただきたい。

9. 20 頁 ⑤地域内の関係者の連携を進めるための枠組の強化（3 つ目 ○2 行目、3 行目）

「活動実績が乏しい」を「構成メンバーや活動実績が乏しい」に変更することを提案します。

「協議会の活性化を通じて」単なる活性化では何も変わらないと考えます。

言葉遊びにならないよう工夫していただきたい。

10. 22 頁（1 つ目 ○、2 つ目 ○）

イメージしている「障害」をお教えてください。

3 つ目と 4 つ目の書き振りでは、気になる子どもを無条件で受け入れることを前提にしていると読めます。

肢体不自由児を持つ保護者は看護師がいないと安心して預けることができません。

11. 22 頁（4 つ目 ○の 2 行目）

「一定の体制を作る」とありますが、一定の体制とはどのようなことなのか明確にすべきであり、また、その体制が作れなかった場合についてはいかがお考えなのでしょう。

12. 23 頁（1 つ目 ○の 2 行目）

「行動観察等について詳細に示されているところである。」とありますが「何」に示されているのですか。

13. 23 頁（2 つ目 ○）

就学先は、子どもとその保護者が一義的に決めることになったのではないのでしょうか。就学委員会の衣替えと思われるのですが。

14. 23 頁 ③ 学校等と連携した学齢期の障害児の支援（2 つ目 ○）

個別支援計画は、放課後サービス事業所がどのように支援するかを親と相談して作成するものです。其々の事業所に学校が関わるのでしょうか。

15. 24 頁（1 つ目 ○の 6 行目）

「年齢を就学前児童から引き上げていくべきという意見も出されている。」とあるのは就学と同時に児童発達支援センターとの関係が薄くなる、利用できなくなることを指しているのでしょうか。

16. 24 頁（3 つ目 ○）

少年院に入る子どもは障害のある子だけではない。経済的に不安定な家庭で育った子どもが中学を卒業（中学時代から）し、ホームレスとなり、大人のホームレスの後をつけて寝る時に必要なダンボールや食料の入手方法を身に付け、その方法で手に入らない時は盗むと聞きました。

ここでいう「障害」とは、生活困窮者支援法も施行されます。それとの関係、退院（卒院）とともに入院の阻止（少年院に入る前の支援）についての記述が必要ではないでしょうか。

なお、特別支援学校の生徒一人ずつの計画の名称は「個別教育支援計画」です。

17. 25 頁（1 つ目 ○）

単一行政区内に学校と就労移行支援事業所があることを想定しています。

県立特別支援学校は、複数の行政区から通学していることに配慮していただきたい。

18. (3) 特段の支援が必要なケースのために医療等との連携を進める方策（2 つ目 ○）

「担当者が医療につなぐ」とありますが、肢体不自由児を持つ保護者はすでに医療とつながっています。

何をにつなぐのでしょうか。具体的に示して下さい。

「研修等を行うことが求められる。」では「研修」を受けるのはだれかわかりません。

19. 26 頁 ②重症心身障害児者等に係る在宅医療等との連携

N I C U から在宅生活に移行する時の支援策が必要であることを書き込んでいただきたい。

20. 27 頁（1つ目 ○）

重症児者支援センター（仮称）の設置は賛成します。

しかし、地域によっては、対象の障害児者がセンターを運営できるほどいない場合もあり、専門家も少ない現状を鑑みると、設置場所が身近なところでなく、遠いところとなって保護者の負担が増すのではと危惧します。

新たに設けるのではなく、児童発達支援センターの機能強化での対応を提案します。

21. 28 頁⑤ 障害児の「きょうだい支援」と家族会の活用

「きょうだいの支援」では、精神面をどのように支えるか。

健全児に対応する時間とともに「児」のケアカウンセリングは児童相談所で受けることができますが、「者」（中学卒業後）のカウンセリングを担う所がありません。

22. 30 頁②入所施設的生活環境の改善等

加害児への支援の記述が必要ではないでしょうか。

IV. 4. まとめ：子ども・子育て支援と障害児支援の計画的進展

1. 31 頁（2つ目 ○の 10 行目）

「定期的に要請すべき」とありますが、誰が要請するのでしょうか。具体的にしてください。

V. その他の意見

1. レスパイトについて

全肢連では、子どものQOL向上のために保護者の休養が必要と位置付けています。

2. サポートファイル

サービス提供が措置であったときは必要としていませんでした。

サポートファイルを必要としているのはどちらでしょうか。

3. 3 障害一元化について

全てのサービスが3障害で使えるとしています。肢体不自由児者にとっては、前提条件が多く使えていません。

また、専門性が必要とすることを合わせると現状の施策遂行に疑問に感じています。

4. 訪問看護・介護ステーションについて

派遣を場所から対象児者に変えていただきたい。ステーションの使い勝手が広がります。

5. 参考資料3「障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ」図中

「拠点病院」（子どもの心の診療ネットワーク）について

長年、子供の心の問題に携わっている方々には分かりやすい図かとも思いますが、「拠点病院」（子どもの心の診療ネットワーク）として稼働している多くの病院は、「こども医療センター」など肢体不自由児などもリハビリなどでもお世話になる病院です。

「医療機関」（一定程度高度な対応が可能なところ）との区別ができません。

「拠点病院」と「医療機関」の役割を明確に記載すべきと考えます。

特に「子どもの心の診療ネットワーク」について説明が必要に感じます。